

野田市予算事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 4 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 37 号

野田市予算事務規則の一部を改正する規則

野田市予算事務規則（平成 25 年野田市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「場合」を「とき」に、「を財政担当部長に提出し」を「にその内容を示す書類を添付して、当該流用の決定の権限を有する者の決定を受け」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「財政担当部長」を「財政担当課長」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定による通知は、財務会計システム（庁内の電子計算機等を接続して財務会計情報を処理する電子計算機システムをいう。）での配当をもって通知したものとみなす。

第 16 条第 4 項第 1 号及び第 2 号中「物件費に属する」を「人件費以外の」に改める。

第 17 条第 1 項中「を財政担当部長に提出し」を「にその内容を示す書類を添付して、当該充当の決定の権限を有する者の決定を受け」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前条第 3 項」を「前条第 2 項及び第 3 項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。